

## 追加募集

### お住まいのリフォームを**実施中の方**または**予定されている方**に **一般住宅のリフォーム工事費の一部を補助します**

新発田市では、市民の住環境の向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的として、お住まいのリフォームを予定される方などに工事費の一部を補助する『新発田市住宅リフォーム支援事業』の追加募集を実施いたします。

#### ◇補助対象

- 新発田市に居住しており、令和7年4月1日現在において満15歳以上の者で、市税等の滞納がないこと
- 今までに当事業の補助を受けていない方及び住宅
- 令和7年5月16日(金)以降に着手した工事又は未着手の工事（税込10万円以上の工事に限る）**  
※工事に着手している物件は、追加書類が必要となりますので、お問い合わせください。
- 当市の他の補助金制度と重複していないもの
- 転入者の場合、従前の市町村において税の滞納等がないもの
- 申請者本人若しくは同居する2親等以内の親族が所有し、自らが居住する戸建住宅若しくは併用住宅の住宅部分であること
- 令和8年3月6日(金)までにリフォーム工事を完了し、完了実績報告書の提出ができるもの
- 市内に本社を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工のもの
- 新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しないこと



#### ◇補助の申請受付

○補助申請・補助金の額等は以下のとおりです。必要書類等の詳細は裏面の問合せ先にご確認ください。

| 募集形式・補助申請受付期間 等                                                                                                                                                | 補助金の割合及び金額                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間：令和7年9月5日(金)～9月11日(木)<br>(土曜日・日曜日も受付いたします)<br>募集件数：10件程度（この他に補欠10件程度）<br>募集形式：申請者多数の場合は抽選により補助金<br>交付者を決定いたします<br>その他：当選者の辞退等があった場合、補欠順位の1番から順次繰り上げ、当選とします | 【一般枠】<br>補助対象工事費の15%で、上限金額が15万円<br><br>【一定要件枠】<br>裏面「一定要件枠の該当項目」の<br>①～⑥のいずれかの要件に該当する場合<br>補助対象工事費の20%で、上限金額が20万円 |

#### ◇注意事項

○令和7年5月16日(金)以降に着手した工事の補助金申請は、追加書類が必要となります。

下記①又は②のいずれかの書類を提出してください。

|   |                                                      |
|---|------------------------------------------------------|
| ① | 請負契約書又は注文書等<br>(令和7年5月16日(金)以降に工事着手したことが確認できるものに限る。) |
| ② | ①がない場合は、リフォーム工事証明書兼誓約書<br>(窓口又は市ホームページで取得できます。)      |

#### ◇一定要件枠の該当項目

- ① 三世帯同居世帯：子があり、その父又は母、祖父又は祖母の3世帯が同居している世帯
- ② 高齢者同居世帯：令和7年4月1日現在75歳以上の高齢者又はその方と同居している世帯
- ③ 障がい者同居世帯：身体障害者手帳1級又は2級若しくは療育手帳Aを所持する方、又はその方と同居している世帯
- ④ 耐震改修を実施する世帯：当市の木造住宅耐震改修等支援事業又は木造住宅簡易補強工事等支援事業の耐震改修工事と併せてリフォームする世帯（補強設計が完了しているものに限る）
- ⑤ 下水道接続実施する世帯：公共下水道（農業集落排水を含む）接続工事をする世帯又は接続工事と併せてリフォームする世帯
- ⑥ 子育て世帯：交付申請の日において子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が1人以上属している世帯又は申請時に妊娠している者がいる世帯

#### ◇補助の対象となる工事

1. 屋根・外壁などの外装に関する工事。葺き替え、張替、塗装 他（下地工事含む）、屋根の雪下ろし作業時の墜落防止用アンカー固定等に伴う費用
2. 室内床・壁・天井等の内装工事。和室から洋室への変更やビニルクロスの張替等（カーテン除く）
3. トイレ・台所・浴室・洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水工事（給湯器本体を除く）
4. 公共下水道又は農業集落排水設備に接続する配管工事（既存浄化槽の撤去を除く）
5. 土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事（市の耐震補強工事と内容の重複が無いもの）
6. シロアリ対策に関する工事（住宅部分の屋内に限る）
7. 床下・壁・天井内の電気配線工事。漏電防止工事（照明器具・エアコン等の工事を除く）
8. 屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置、その他バリアフリー化工事  
(身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」の所持者の場合、障害者住宅整備補助事業に該当する場合がありますのでご相談ください)
9. 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るために設置する防水板（原則として金属板）工事

中古住宅を取得してお住まいになる方に

## 中古住宅のリフォーム工事費の一部を補助します

| 募集形式・補助申請受付期間 等                                 | 補助金の割合及び金額                                                                                             |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間：令和7年4月14日(月) ～ 9月30日(火)<br>募集形式：予算の範囲内で先着順 | 【売買等により購入した場合、相続による場合等】<br>補助対象工事費の50%で、上限金額が30万円<br>【新発田市空き家バンク登録物件を購入した場合】<br>補助対象工事費の50%で、上限金額が45万円 |

○上記金額に最大40万円の加算がつく場合があります。

詳しくは市のホームページを確認頂くか、お問合せください。

(居住誘導区域内※の中古住宅をリフォームする子育て世帯や県外からの移住者世帯のみ対象)。

○既に工事中や工事完了後の物件は、補助対象外となります。

#### 【申請窓口・お問合わせ先】

〒957-0053

新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階

新発田市 建築課

TEL：0254-26-3557 E-Mail:kenchiku@city.shibata.lg.jp

住宅リフォーム  
支援事業の詳細  
はこちらから

